工事関係契約書

工　事　請　負　契　約　書（案）

1　工　　事　　名　　ＫＫＲホテル大阪 空調自動制御機器（リモートユニット）更新工事

2　工 事 場 所　　KKR ホテル大阪

3　工　　　　期　　契約日の翌日　から　令和 9 年 3 月 31 日迄

4　請 負 代 金 額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　＿＿＿＿円）

5　契 約 保 証 金　　免除

上記の工事について、発注者 国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館　を甲とし、請負人　　を乙とし、両当事者は各々対等の立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第１条　乙は、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質疑応答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に基づき、頭書に掲げる工事を、当該請負代金額をもって、当該工期内に完成し、甲の検査を受けて甲に引き渡さなければならない。

２　前項の設計図書に明示されていないもの、又は図面と仕様書と符合しない事項があるときは、両者協議してこれを定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲又は第７条の監督職員の指示に従うものとする。

３　この契約に基づき、又はこの契約の履行に関し、乙が甲に提出する書類は、甲の指定するものを除き監督職員を経由しなければならない。

（図面等の作成及び提出）

第２条　乙は、契約締結後７日以内に設計図書に基づき算定した工事費内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）及び工事工程表等を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の書類の提出があったときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認める点があるときは、必要な調整をするものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第４条　乙は、この契約の履行について工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（受任者又は下請負人の通知等）

第５条　乙は、前条ただし書の規定により甲の承諾を得た場合を除き、工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、その範囲及び受任者又は下請負人の名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

２　甲は、受任者又は下請負人が工事の施工上不適当であると認めるときは、乙に対してその変更を求めることができるものとし、乙はその求めに応じて適切な措置を講じなければならない。

（特許権の使用）

第６条　乙は、工事の施工に当たって、特許権その他の第三者の権利となっている施工方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督職員）

第７条　甲は、監督職員を定めたときは、書面により乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この契約書に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有し、これを行使する。

（１）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の審査及びその承諾

（２）契約の履行について乙又は次条に定める現場代理人に対して必要な指示並びに協議

（３）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

３　甲は、前項の権限の一部を委託したときは、当該委託した権限の内容を書面により乙に通知しなければならない。

４　監督職員は、第２項に定める権限のうち指示又は承諾を与える場合にあっては、原則としてこれを書面により行わなければならない。

（現場代理人等）

第８条　乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者又は監理技術者を定め、監督職員を経由して甲に提出しなければならない。これらの

者を変更したときも同様とする。

2　現場代理人は、この契約の適正な履行を期するため工事現場に常駐し、甲及び監督職員の指示に従い、工事現場の運営及び取締を行い、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

3　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができる。

（現場代理人等に関する措置請求）

第９条　甲又は監督職員は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは乙の作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2　乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、書面により甲又は監督職員に通知しなければならない。

（材料の品質及び検査）

第１０条　乙は、工事に使用する材料について、設計図書に品質が明示されていない場合には、甲又は監督職員の指示に従うものとする。

2　乙は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3　監督職員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4　第２項の検査に必要な費用は乙の負担とする。

5　乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6　乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（材料の調合等）

第１１条　乙は、工事材料のうち調合を要するもので設計図書に監督職員の立会いを得て調合すべきものと定められているものについては、監督職員の立会いのもとに調合したものでなければ、これを使用してはならない。ただし調合については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2　乙は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することのできない工事で、設計図書に監督職員の立会いを得て施工すべきものと定められているものについては、監督職員の立会いのもとに施工しなければならない。

3　監督職員は、乙から前２項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じ

なければならない。

４　監督職員は、乙が第１項又は第２項の規定に違反して施工した場合には、破壊検査をすることができる。その検査に要する費用は乙の負担とする。

（貸与品及び支給材料）

第１２条　甲から乙への貸与品及び支給材料の品名、数量、品質、規格及び引渡場所は、設計図書に記載したところによるものとし、その引渡時期は工事工程表によるものとする。

２　監督職員は、貸与品及び支給材料を、乙の立会いのもとに検査して引渡しをするものとし、乙は、引渡しを受けたときは遅滞なく甲又は甲の指定する職員に借用書若しくは受領書を提出しなければならない。

３　乙は、前項の引渡しを受けた場合において、その品質又は規格が使用上適当でないと認めたときは、その旨を監督職員に通知しなければならない。

４　甲は、前項の規定による乙の通知を受けたにもかかわらず監督職員が必要な措置をとらなかったことにより乙に損害が生じたときは、その責を負うものとし、その損害は甲乙協議して定めるものとする。

５　甲は、必要があるときは、貸与品又は支給材料について、その品名、品質、規格、引渡しの時期及び場所を変更することができる。この場合においては、甲乙協議の上、書面によって定めるものとする。

６　乙は、使用済みの貸与品があるとき、又は工事の完成若しくは工事内容の変更又は契約解除によって不用となった支給材料があるときは、直ちに設計図書に定められた場所において、これを甲に返還しなければならない。

７　乙は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

８　乙は、乙の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内にその指定に従って代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

９　乙は、支給材料の使用方法又は残材に関する措置が設計図書に明示されていない場合には、甲の指示に従うものとする。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第１３条　乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において乙は、費用の増額又は工期の延長を請求することはできない。

（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）

第１４条　乙は、工事の施工に当たり、設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき、設計図

書に誤びゅう若しくは脱漏があるとき、又は地盤等につき予期することができない状態が発見されたときは、直ちに、書面をもって監督職員にこれを通知しなければならない。

２　監督職員は、前項の通知を受けたときは直ちに調査を行い、乙に対して指示を与えなければならない。

３　前項の場合において、工事内容、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。この場合においては第２条の規定を準用する。

（工事の変更、中止等）

第１５条　甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

２　前項の場合において、工期若しくは請負代金額を変更する必要があるときは甲乙協議して定める。ただし、請負代金額の変更については、第２条の内訳明細書の単価を標準とすることを原則とする。

３　第１項の場合において、甲は、乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところによりその損害を賠償するものとする。

（乙の請求による工期の延長）

第１６条　乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく甲に対してその事由を付して工期の延長を求めることができる。この場合においてその延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（臨機の措置）

第１７条　乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、乙はあらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

２　前項の場合において、乙は、遅滞なくそのとった措置について、監督職員に通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができるものとし、乙は直ちにこれに応じて必要な措置をとらなければならない。

４　第１項及び前項の措置に要した費用については、その負担に関し甲乙協議するものとし頭書の請負代金額に含めることが不適当と認められるものについては、甲がこれを負担するものとする。

（危険負担）

第１８条　乙は、契約の目的物の引渡し前に、当該目的物又は現場に搬入した工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合のほかは、乙がこれを負担するものとする。

２　前項の損害の発生が甲の責に帰する事由による場合において、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、甲の負担すべき損害額を甲乙協議して定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第１９条　乙は、工事の施工について第三者に損害を与えたときは、その損害の発生が、甲の責に帰する事由に基づくものを除き、その賠償の責を負わなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２０条　甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

２　前項の規定による請求は、請負契約締結の日から１２か月を経過した後でなければこれを行うことができない。

３　甲又は乙は、第１項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 5/100 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

４　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。

５　第１項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第２項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

６　工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情による賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙協議して請負代金額を変更するものとする。

（検査及び引渡し）

第２１条　乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から１４日以内に検査を行わなければならない。ただし、特別の事情によりその期間内に行うことが困難な場合は、７日の範囲内でこれを延長することができる。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示するところに従い補修又は改造をし、再検

査を受けなければならない。再検査の期日については前項の規定を準用する。

４　乙は、前２項の検査に合格したときは、遅滞なく文書をもって契約の目的物を甲に引き渡さなければならない。

５　甲は、第２項又は第３項の検査に当たり、必要があると認めたときは、乙の負担において破壊検査をすることができる。この場合において、検査の結果、工事の施工が適正であったときは、当該破壊部分の補修に要する費用を甲において負担するものとする。

（請負代金の支払）

第２２条　乙は、前条第４項の規定により甲に契約の目的物を引き渡したときは、甲にその請負代金の請求をするものとする。

２　甲は、前項の支払請求があった場合において、その支払請求が適法なものと認めたときは、その文書を受理した日から４０日以内に支払わなければならない。

（中間検査）

第２３条　甲は、必要があるときは、工事施工の中途において、甲の指定する完成部分（以下「出来形部分」という。）について検査を行うことができる。

（部分使用）

第２４条　甲は、第２１条第４項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て、使用することができる。

２　前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　甲は第１項の使用により乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

（部分引渡し）

第２５条　甲は、第２３条の検査において合格と認めた出来形部分においては、その合格部分の全部又は一部につき、部分引渡しを受けることができる。

（かし担保）

第２６条　甲は、第２１条第４項の引渡しの日から３年間（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合は２年間、機器については性能保証１年間）乙に対して、工事目的物のかしの補修又はその補修に代えて損害の賠償を請求することができるものとし、乙はかしの補修又は損害の賠償をしなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合には、甲が請求することのできる期間は１０年間とする。

２　甲は、前項の場合において、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するとき

は、損害の賠償のみを請求するものとする。

３　甲は、工事目的物がかしにより滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損の日から１年以内に第１項の請求をしなければならない。

４　乙は、かしが支給材料の性質又は甲の指図により生じたものである場合は、その支給材料の性質又は甲の指図が不適当であることを知りながら甲に通知しなかった場合を除き、その担保の責を負わない。

（遅延利息）

第２７条　甲は乙の責に帰すべき事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、甲がその事業に著しい支障をきたさないと認められるときは、乙の申し出に基づき遅延利息を徴して工期を延長することができる。

２　前項の遅延利息の額は、請負代金額（既に引き渡した部分がある場合には当該部分に対する請負代金相当額を控除した額）につき、年 5%の割合で計算した額とする。

３　乙は、甲の責に帰すべき事由により、第２４条第２項の規定による請負代金の支払を遅延したときは、乙は未受領金額につき遅延日数に応じ年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

第２８条　乙は、甲がその責に帰すべき事由により第２３条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数を第２４条第２項に規定する期間（以下「支払期間」という。）の日数に算入しないものとし、当該遅延日数が支払期間の日数を超えるときその超えた日数に応じて前条第３項の規定による遅延利息を甲に請求することができる。

（火災保険等）

第２９条　乙は、工事目的物及び工事材料（甲の支給材料を含む。）を火災保険その他の保険に付するものとする。

２　火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、甲乙協議してこれを定めるものとし、乙は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を甲に提示するものとする。

３　運送保険その他の保険については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（違約金等の徴収）

第３０条　甲は乙がこの契約に基づく違約金、延滞損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期限までに支払わないときは、その期限を経過した日から請負代金支払の日までの日数に応じ、当該違約金等に年 5%の割合で計算して得た利息を、その支払わない額に加算した額と、甲がその支払うべき請負代金と相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

２　甲は、前項の規定により不足額を追徴するときは、乙から遅延日数につき違約金等に年5%の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

３　甲は、この契約に基づく違約金等の債権の保全上必要があるときは、乙又は契約保証人に対し、業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

４　甲は、乙が前項の規定に違反した場合においては、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（あっせん及び調停）

第３１条　甲又は乙は、この契約の条項中、甲乙協議を要するものについて協議がととのわない場合、その他この契約に定める事項について甲乙間に紛争が生じた場合には、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図ることができる。

（仲裁）

第３２条　甲又は乙は、この契約の条項中、甲乙協議を要するものについて協議がととのわない場合、その他この契約に定める事項について甲乙間に紛争が生じた場合には、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服することができる。

（埋蔵物等）

第３３条　乙は、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見したときは、直ちに監督職員に通報し、甲の指示を求めなければならない。

（契約外の事項）

第３４条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議してこれを定めるものとする。

以上の契約の証として本書２通を作成し、当事者及び契約保証人が記名押印の上、当事者各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所　大阪市中央区馬場町２番２４号
氏　名　国家公務員共済組合連合会
大 阪 共 済 会 館
総支配人　小　林　正　彦

請　負　人　　住　所
氏　名　　印